

不正改造車の行政処分基準

初回違反 20日 × 違反車両数
再違反 40日 × 違反車両数

ほかにも道路運送車両法、道路交通法による罰則がかけられます。

前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス

- 指定以外のステッカー貼付は不可。
- 前面ガラス等に装飾板を装着した状態又は運転席および助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態での可視光線透過率が70%未満のものは不可。
(道路運送車両の保安基準第29条)

バックミラー

- 鋭利な突起がないこと。
- 歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。
(道路運送車両の保安基準第18条、第44条)

警音器

- 音が自動的に断続するものは不可。
- 音の大きさ又は音色が自動的に変化する又は運転席で容易に変化させることができるものは不可。
(道路運送車両の保安基準第43条)

シートベルトリマインダーの不正解除

- 運転席にシートベルトが装着されていない場合にその旨を運転者に警報する装置(シートベルトリマインダー)による警告表示等を、機具を用いて不正に解除すること。

前部霧灯

- 白色又は淡黄色であること。
- 同時に3個以上点灯しないこと。
(道路運送車両の保安基準第33条)

回転灯

- 緊急自動車等以外には赤色の回転灯は取付け不可。
- 道路維持作業用自動車以外には黄色の回転灯は取付け不可。
(道路運送車両の保安基準第42条)

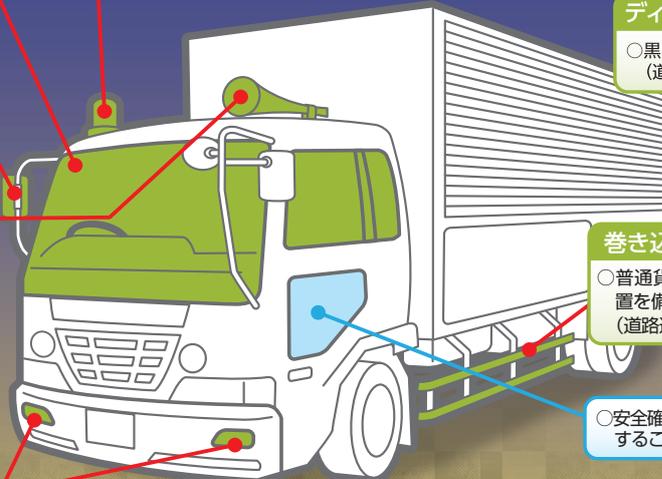
ディーゼル車の原動機

- 黒煙汚染度は基準内であること。
(道路運送車両の保安基準第31条)

巻き込み防止装置

- 普通貨物自動車には、巻き込み防止装置を備えなければならない。
(道路運送車両の保安基準第18条の2)

- 安全確認用窓を物などで塞いで見えなくすること。



危険な不正改造車は 重大な犯罪です!

6月1日～6月30日
「不正改造車排除」強化月間

その他の灯火(ディライト)

- 赤色でないこと。○光度300cd以下であること。
- 点滅しないこと。
(道路運送車両の保安基準第42条)

タイヤ

- 回転部分突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。
(道路運送車両の保安基準第18条)

直前直左確認鏡

- 運転者席において、一定の基準の障害物を確認できる鏡等を備えなければならない。
(道路運送車両の保安基準第44条)

不正な二次架装

- 新規検査受検後に燃料タンクの増設。
- 容量が大幅に異なる燃料タンクへの変更。等(構造等変更検査の手続きが必要になります。)

速度抑制装置(スピードリミッター)

- 自動車が90キロメートル毎時を超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度制御を円滑に行えるものであること。
- 速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されていること。
(道路運送車両の保安基準第8条)

マフラー

- マフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着。

突入防止装置

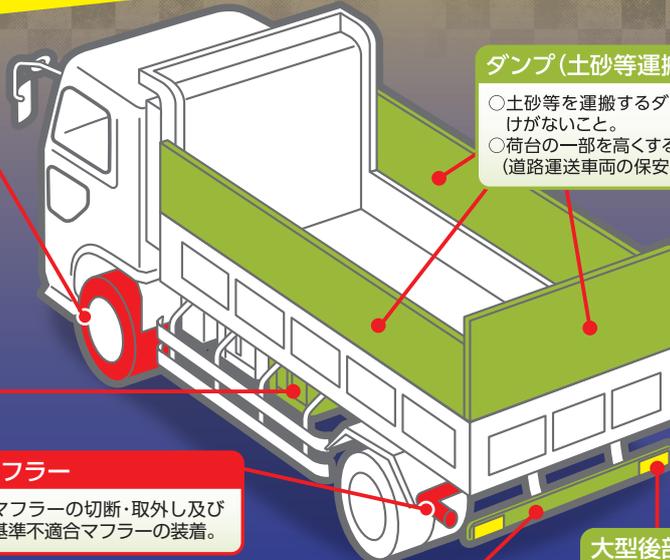
- 自動車の後面には、突入防止装置を備えること。
(道路運送車両の保安基準第18条の2)

ダンプ(土砂等運搬)

- 土砂等を運搬するダンプ車には、さし枠の取付けがないこと。
- 荷台の一部を高くする等の改造がないこと。
(道路運送車両の保安基準第27条)

大型後部反射器

- 貨物普通自動車には、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。
(道路運送車両の保安基準第38条の2)

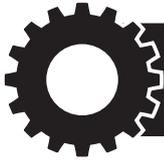


●…重点排除項目



公益社団法人
全日本トラック協会
<http://www.jta.or.jp>

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

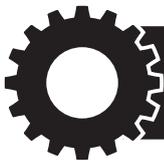


不正改造車の行政処分基準

●不正改造車の行政処分基準

不正改造車に対する行政処分基準は下表のとおりであり、処分日車数は違反車両数に比例して加重される厳しいものとなっています。

| 初回違反 | 再違反 |
|-----------|-----------|
| 20日×違反車両数 | 40日×違反車両数 |



不正改造車の排除に係る関係法令

●点検整備の義務（道路運送車両法第47条、第47条の2、第48条、貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条）

自動車の使用者は、自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならないこととなっており、そのためにも「日常点検整備」、「定期点検整備」、「その他使用状況・車種に応じた点検整備」の実施が必要です。

●不正改造等の禁止（道路運送車両法第99条の2、第108条）

何人も、保安基準に適合しなくなるような自動車の改造、装置の取付け、取り外し等（不正改造行為）を行ってはなりません。これに違反した場合は**6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金**が科せられます。

●不正改造車に対する整備命令（道路運送車両法第54条の2、第109条）

地方運輸局長は、不正改造車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うことを命ずることができます。整備命令を発令された使用者は、15日以内に必要な整備を行い、当該自動車を地方運輸局長に提示しなければなりません。整備命令違反及び現車提示違反については、**50万円以下の罰金**が科せられます。

●整備不良車両の運転の禁止（道路交通法第62条、第119条）

道路交通法においても、保安基準に適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両（整備不良車両）の運転を禁止しています。これに違反して運転させ、又は運転した者は**3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金**が科せられます。